

平成30年6月

お客様 各位

株式会社 塚腰運送
代表取締役副社長
塚腰 高秀

万が一の商品事故時の損害賠償についての説明書 兼 確認書 ～ 安心できる物流サービスの提供を目指して ～

このたびは弊社とのお取引の機会を頂戴いたしまして誠にありがとうございます。心から感謝申し上げます。

さて、弊社では創業以来「安全・安心」の追求をベースに、「仕事の中で安全を第一」と考え、安全な作業をすることで「お客様に安心して頂く」ことを理念とし、日々、安全のために真剣な精進努力をしており、運送業として ISO9001(品質)は関西で初めて、また OHSAS18001(労働安全衛生)は日本で初めて、ISO39001(道路交通安全)は京都府で初めての認証取得をしております。

しかし、本当に残念で、お客様には大変申し訳ないことですが、事故は時として起こってしまうことがあります。

そこで、本説明書は、万が一の商品事故の場合、お客様の商品(荷物)に対して、どういった賠償をさせて頂く方針であるのかを説明し、かつ事前にお客様御自身のリスクについてもお伝えすることが大切と考え、下記のとおり説明させて頂くものです。

記

1. 損害賠償についての基本的考え方

- ・弊社(運送人)の過失により、お客様(荷主様)が損害を被られた場合は、「標準貨物自動車運送約款」に基づき、貨物の到着地価額の範囲内の直接的損害を賠償させて頂きます(物流業務基本契約書第27条及び第28条)。但し、①弊社の責による損傷か否かが確認できない場合、②ハードディスクドライブ、磁気テープ、その他の記憶媒体にデータ障害が起きた場合、③輸送中の車輛の振動に起因する損傷があった場合、④発生した損害が間接的損害である場合に関しましては、損害保険での担保ができない関係もあり、損害賠償の対象外とさせて頂きますので、何卒ご理解頂きますよう、伏してお願い申し上げます。
- ・標準貨物自動車運送約款とは、
貨物自動車運送事業法に基づき、国土交通大臣が公示した運送人の責任を定めたものです。したがって、運送人は事故を起こせば、原則としてこの標準貨物自動車運送約款に規定されている事項に関して法律上の損害賠償責任を負います。
- ・直接的損害とは、
(1)一部破損・損傷の場合は、商品を元の状態に戻すための部品代や加工費等の修繕・修理費とこれに掛かる工事や工賃などの復旧費をいいます。
(2)全損の場合は、お客様から荷受人様への貨物の到着地価格が賠償の限度額となりますが、中古製品の場合は、商品の再調達価額から、使用期間や経過年数に応じた消耗分・経年分を差し引いた時価額が賠償の限度額となります。なお、荷受人様から最終消費者様等への転売価格等の逸失利益は賠償の範囲には含まれません。また、全損の商品が、お客様の商品の一部を構成するモジュールや部品であったり、セット商品の一部である場合も、基本的には当該全損の商品のみの賠償となります。
(3)直接的損害であっても、金額に関わらず、宝飾品、美術品・骨董品、有価証券、金/白金などの地金、生鮮食料品、植物、ばら積み貨物、個人様の家財については損害賠償の対象外とさせて頂きますので、御自身又は貴社にて損害保険を掛けて頂くなどの保全措置をお取り頂きますよう、伏してお願い申し上げます。

- ・間接的損害とは、
 - (1) 貨物損害によって派生的に発生した損害のことで、たとえば、
 - a) 再発送費用 (船便から飛行機便に切替えた場合の差額等も含む)
 - b) 納期に遅れた為発生した遅延損害金
 - c) 荷受人その他の利害関係者からのペナルティや違約金
 - d) 修理期間中の工場不稼働損害や代替機械のレンタル費用
 - e) 慰謝料
 - f) 逸失利益
 - g) お客様が商談を成立させるまでに掛った営業経費等の諸経費などのことをいいます。

2. 損害賠償金額について

- ・万が一、弊社の過失により商品事故が起こった場合には、上記1のとおり、基本的には標準貨物自動車運送約款に基づき賠償の責任を負うことになりますので、トラックによる運送業務が発生する場合 (運送伝票が発生する場合) のみ、弊社は損害賠償の責を負うものと致します。したがって、運送業務が発生しない場合は、事前に、別途お客様ご自身で損害保険に加入して頂くか、弊社より運送を伴わない場合の損害保険についてご説明させて頂きますのでお申し付けください。
- ・お客様もしくは荷受人その他第三者が補助、手伝い、応援、その他名称を問わず、実作業に関連して起こった事故については、過失割合等について別途協議事項と致します。
- ・お客様もしくは荷受人その他第三者が手配した事業者との共同作業中に起こった事故についても、過失割合等について別途協議と致します。
- ・但し、輸送中1事故 5,000 万円まで (したがって、当該金額を超える貨物については、事前に、お客様ご自身で別途損害保険に加入して頂くか、弊社を通して上乗せ運送保険に加入して頂く必要があります) 保管中1事故 2 億円まで (但し、お客様の貨物を含めて当該倉庫に保管中の全預かり貨物の総額) を、弊社の損害賠償金額の限度額と致します。
- ・お客様の指示を受けて、貨物の運送業務に路線便を使用する場合の損害賠償の範囲は、上記損害賠償、および「物流業務基本契約書」第27条の規定にかかわらず、路線便事業者の定める運送約款によるものと致します。

以上

株式会社塚腰運送 殿

損害賠償についての説明を受け、確認しました。

平成 年 月 日

住所 _____

会社名 _____

代表者（責任者又はご担当者）名 _____ 印